



平成27年11月10日

株式会社日本イルムスに対する景品表示法に基づく措置命令について

消費者庁は、本日、株式会社日本イルムス（以下「日本イルムス」という。）に対し、消費者庁及び公正取引委員会（公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所中国支所）の調査の結果を踏まえ、景品表示法第6条の規定に基づき、措置命令（別添参照）を行いました。

日本イルムスが牛乳販売事業者を通じて一般消費者に配布したチラシにおいて行った「薬膳めかぶスープ」及び「薬膳めかぶスープ極」と称する即席スープに係る表示について、景品表示法に違反する行為（表示を裏付ける合理的根拠が示されず、同法第4条第2項の規定により同条第1項第1号（優良誤認）に該当）が認められました。

1 日本イルムスの概要

所在地 東京都板橋区双葉町44番14号

代表者 代表取締役 梶川 透

設立年月 平成12年9月

資本金 1000万円（平成27年4月1日現在）

2 措置命令の概要

(1) 対象商品

「薬膳めかぶスープ」及び「薬膳めかぶスープ極」（別紙1）と称する即席スープ

(2) 対象表示

ア 表示の概要

(7) 表示媒体

牛乳販売業者を通じて一般消費者に配布したチラシ

a 薬膳めかぶスープ（別紙2）

b 薬膳めかぶスープ極（別紙3）

(イ) 表示期間

a 薬膳めかぶスープ

平成26年2月頃から同年12月頃まで

b 薬膳めかぶスープ極

平成27年1月頃から同年4月頃まで

(ウ) 表示内容

日本イルムスは、例えば、次のとおり記載することにより、あたかも、対象商品を摂取するだけで、特段の運動や食事制限をすることなく容易に著しい瘦身効果が得られるかのように示す表示をしていた。

- 「ネバネバパワーと燃焼力で、強力なスッキリ感！」と記載（薬膳めかぶスープ及び薬膳めかぶスープ極）
- 「16kgも痩せて、お腹スッキリ！」と記載（薬膳めかぶ^{ウエスト}スープ及び薬膳めかぶスープ極）
- 「超低カロリーだから、無理な食事制限なし！1日1杯でOK！」と記載（薬膳めかぶスープ及び薬膳めかぶスープ極）
- 「従来より60種も増えた『108種の薬膳葉実』が体の隅々まで浸み渡り、強力なダイエットパワーを発揮！じっとしていても心地よく活動している状態へとサポートしてくれるので、無理な運動や食事制限の必要はありません。」と記載（薬膳めかぶスープ極）

イ 実際

前記アの表示について、消費者庁は、景品表示法第4条第2項の規定に基づき、日本イルムスに対し、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めた。日本イルムスから資料は提出されたが、当該資料は当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示すものとは認められなかった。

(3) 命令の概要

ア 前記(2)アの表示は、前記(2)イのとおりであって、対象商品の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示すものであり、景品表示法に違反するものである旨を、一般消費者へ周知徹底すること。

イ 再発防止策を講じて、これを役員及び従業員に周知徹底すること。

ウ 今後、表示の裏付けとなる合理的な根拠をあらかじめ有することなく、同様の表示を行わないこと。

【本件に対する問合せ先】

消費者庁表示対策課食品表示対策室

電話 03-3507-9122

ホームページ <http://www.caa.go.jp/>

公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所中国支所取引課

電話（代表） 082-228-1501

ホームページ http://www.jftc.go.jp/regional_office/chugoku/

商品の概要



商品名	薬膳めかぶスープ極
原材料	食塩、ホタテエキス、砂糖、鰹エキス、粉末醤油、野草酵素エキス、混合香辛料、胡椒、オニオンパウダー、食用植物油脂、具・うきみ（乾燥めかぶ、ごま）、調味料（アミノ酸等）、増粘剤（グァーガム）、着色料（カラメル色素）、（原材料の一部に大豆、小麦、豚肉、サバ、りんご、やまいもを含む）

ネバネバパワーと燃焼力で、強力なスッキリ感!

薬膳めかぶダイエット

16kgも痩せて、
お腹スッキリ!

おいしい!

香り豊かな「かつおだし」がきいた、ほんのりとろみの和風スープです。妙良質めかぶのゴリッとした食感と、さりゴマの香ばしさがお口の中に広がります。「絶品」と大好評を頂いています。

1杯わずか **7kcal**

お湯を注ぐだけで、出来上がり!

安心の
天然素材

また本品は、ダイエットが期待できるだけでなく、若々しさを感じる美しさをお手伝いします。内側のキレイが外側へと現れる、嬉しい変化をご期待下さい。

そしてキレイになった体へ、「48種の薬膳葉実」が素早く浸み渡り、強力なダイエット効果を発揮! じつとしていても体内を心地よく活動している状態へと導いてくれるので、無理な運動や食事制限の必要はありません。

内側からキレイに!

2~3kgのつもりが、まさか16kgも痩せられるなんて! 半年間続けたウォーキングにも、余く動じなかった体重が、ただスープを飲むだけで面白いように落ちてゆくのは、本当に不思議でした。痩せてからは「肌もキレイだし、若く見える」とよく言われるようになったんです。体の中からキレイになる事の大切さを、身にしみて実感しました。

超低カロリーだから、無理な食事制限なし!
1日1杯でOK!

お腹周りがスッキリしない...。何をやっても体重が落ちない...。そんな悩みを抱えている人から、発売以来、大反響を頂いているのが「薬膳めかぶスープ」。

めかぶに含まれる「ネバネバ成分」。実はこれが良質の食物繊維なのです。毎日スッキリしているつもりでも、2~3kgは溜め込んでいると言われる不要物をスッキリ!

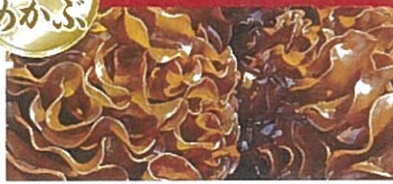
また、体のドロドロをサラサラにしてくれたり、ダイエットの為に基礎を作ってくれます。というのも、汚れた体の中では、どんなに優れたダイエット成分も、その威力をほとんど発揮出来ないまま排出されてしまうのです。

48種 薬膳葉実



高麗人参やウコンの様に、料理食材でありながら漢方にも使用される「薬膳葉実」。本品は、その薬膳葉実に秘められた威力をダイエットへと発揮させる為、特に強力な48種を最高の組み合わせで調合しました。体中を駆けめぐる「48種・薬膳葉実」の威力をご実感下さい。

天然・良質 めかぶ



めかぶとは、ワカメの根元の部分で、ワカメの生命の源である為、栄養が大変豊富です。特に、めかぶに含まれるネバネバ成分(フコイダン)は、様々な分野で大変注目されていて、美容・ダイエットだけでなく、体を守る力なども、数多く報告されています。

おかげさまで
薬膳シリーズ
1,900万食
突破!

牛乳販売店お得意様限定! 特別価格!

やくぜん 薬膳めかぶスープ

<1箱ご購入の際の価格> <4箱ご購入の際、1箱あたりの価格>

本体価格 **3,500円**
(税別 3,780円)

本体価格 **2,980円**
(税別 3,218円)

こんな方におすすめ

- ✓ お腹がポッコリ出ている!
- ✓ 何を食べても太りやすい!
- ✓ 運動が苦手!
- ✓ 毎日ドッサリ・スッキリしたい!



New ネバネバパワーと燃焼力で、強力なスッキリ感!

薬膳めかぶダイエット

薬膳葉実 **108種** + **70%増**
 リニューアルして
 大幅パワーアップ!!

16kgも痩せて、
お腹スッキリ!

さらさら
 おいしく、低カロリー!
 うまみの王様「帆立だし」がきた、さらばり和風スープです。良質めかぶのクリーンとした食感と、炒りゴマの香ばしさが「絶品」と大好評を頂いています。

約 **6kcal**
 お湯を注ぐだけで、出来上がり!

内側からキレイに!
 2〜3kgのつもりが、まさか16kgも痩せられるなんて...! 半年間続けたウォーキングにも、全く動じなかった体重が、ただスープを飲むだけで面白いように落ちてゆくのは、本当に不思議でした。痩せてからは「肌もキレイだし、若く見える」と、よく言われるようになったんです。体の中からキレイになる事の大切さを、身にしみて実感しました。

超低カロリーだから、無理な
食事制限なし!
1日1杯でOK!

本品は、ダイエットが期待できるだけでなく、若々しさを感じる美しさを目指します。内側のキレイが外側へと現れる、嬉しい変化をご期待下さい。

また、めかぶには良質の食物繊維でもある「ネバネバ成分」がたっぷりです。毎日スッキリしているつもりでも、2〜3kgは溜め込んでいると言われる不要物をスッキリ! さらに、体のドロドロをサラサラにしてくれたりと、ダイエットの基礎を作ってくれます。というのも、汚れた体の中では、どんなに優れたダイエット成分も、その威力をほとんど発揮出来ないまま排出されてしまうからです。

お腹周りがスッキリしない。何をやっても体重が落ちない。そんな悩みを抱えている人から、大反響を頂いている「薬膳めかぶスープ」が、更にパワーアップしました!
 従来より60種も増えた「108種の薬膳葉実」が体の隅々まで浸み渡り、強力なダイエットパワーを発揮! じつとしていても心地よく活動している状態へとサポートしてくれるので、無理な運動や食事制限の必要はありません。

108種 薬膳葉実 **ダイエットに活力!**



60種も増えて、パワーアップ!

高麗人参やウコンの様に、料理食材でありながら漢方にも使用される「薬膳葉実」、本品はその薬膳葉実に秘められた威力をダイエットへと発揮させる為、特に強力な108種を最高の組み合わせで調合しました。体中を駆けぬぐる「108種・薬膳葉実」の威力をご実感下さい。

天然・良質 **めかぶ** **キレイの基盤作り!**



たっぷり70%増量!

めかぶとは、ワカメの根元の部分で、ワカメの生命の源である為、栄養が大豊富です。特に、めかぶに含まれるネバネバ成分(フコイダン)は、様々な分野で大変注目されていて、美容・ダイエットだけでなく、体を守る力なども、数多く報告されています。

おかげさまで
 薬膳ダイエットシリーズ
2,000万食
突破!
 (2014年10月現在)



薬膳が更にパワーアップ! 特別価格でご提供!

やくぜん **薬膳めかぶスープ** 極 1箱 18食入り 通常3,996円

〈1箱ご購入の際の価格〉 **本体価格 3,500円** (税込3,780円)

〈4箱ご購入の際、1箱あたりの価格〉 **本体価格 2,980円** (税込3,218円)

- こんな方におすすめ
- ✓ お腹がポッコリ出ている!
 - ✓ 何を食べても太りやすい!
 - ✓ 運動が苦手!
 - ✓ 毎日スッキリしたい!

不当景品類及び不当表示防止法（抜粋）

（昭和三十七年法律第百三十四号）

（目的）

第一条 この法律は、商品及び役務の取引に関連する不当な景品類及び表示による顧客の誘引を防止するため、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれのある行為の制限及び禁止について定めることにより、一般消費者の利益を保護することを目的とする。

（不当な表示の禁止）

第四条 事業者は、自己の供給する商品又は役務の取引について、次の各号のいずれかに該当する表示をしてはならない。

- 一 商品又は役務の品質、規格その他の内容について、一般消費者に対し、実際のものよりも著しく優良であると示し、又は事実と相違して当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも著しく優良であると示す表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
 - 二 商品又は役務の価格その他の取引条件について、実際のもの又は当該事業者と同種若しくは類似の商品若しくは役務を供給している他の事業者に係るものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認められるもの
 - 三 前二号に掲げるもののほか、商品又は役務の取引に関する事項について一般消費者に誤認されるおそれがある表示であつて、不当に顧客を誘引し、一般消費者による自主的かつ合理的な選択を阻害するおそれがあると認めて内閣総理大臣が指定するもの
- 2** 内閣総理大臣は、事業者がした表示が前項第一号に該当するか否かを判断するため必要があると認めるときは、当該表示をした事業者に対し、期間を定めて、当該表示の裏付けとなる合理的な根拠を示す資料の提出を求めることができる。この場合において、当該事業者が当該資料を提出しないときは、第六条の規定の適用については、当該表示は同号に該当する表示とみなす。

（措置命令）

第六条 内閣総理大臣は、第三条の規定による制限若しくは禁止又は第四条第一項の規定に違反する行為があるときは、当該事業者に対し、その行為の差止め若しくはその行為が再び行われることを防止するために必要な事項又はこれらの実施に関連する公示その他必要な事項を命ずることができる。その命令は、当該違反行為が既になくなっている場合においても、次に掲げる者に対し、することができる。

- 一 当該違反行為をした事業者
- 二 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人
- 三 当該違反行為をした事業者が法人である場合において、当該法人から分割により当該違反行為に係る事業の全部又は一部を承継した法人
- 四 当該違反行為をした事業者から当該違反行為に係る事業の全部又は一部を譲り受けた事業者

(報告の徴収及び立入検査等)

第九条 内閣総理大臣は、第六条の規定による命令を行うため必要があると認めるときは、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者に対し、その業務若しくは財産に関して報告をさせ、若しくは帳簿書類その他の物件の提出を命じ、又はその職員に、当該事業者若しくはその者とその事業に関して関係のある事業者の事務所、事業所その他その事業を行う場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2～3 (省略)

(権限の委任)

第十二条 内閣総理大臣は、この法律による権限（政令で定めるものを除く。）を消費者庁長官に委任する。

2 消費者庁長官は、政令で定めるところにより、前項の規定により委任された権限の一部を公正取引委員会に委任することができる。

3～11 (省略)

○ **不当景品類及び不当表示防止法第十二条第一項及び第二項の規定による権限の委任に関する政令（抜粋）**

(平成二十一年政令第二百十八号)

(消費者庁長官に委任されない権限)

第一条 不当景品類及び不当表示防止法（以下「法」という。）第十二条第一項の政令で定める権限は、法第二条第三項及び第四項、第三条、第四条第一項第三号、第五条第一項（消費者委員会からの意見の聴取に係る部分に限る。）及び第二項、第七条第二項並びに同条第三項及び第四項（これらの規定を同条第五項において準用する場合を含む。）の規定による権限とする。

(公正取引委員会への権限の委任)

第二条 法第十二条第一項の規定により消費者庁長官に委任された権限のうち、法第九条第一項の規定による権限は、公正取引委員会に委任する。ただし、消費者庁長官が自らその権限を行使することを妨げない。

景品表示法による表示規制の概要

